

教育総務課事業包括保険のご案内

令和 5 年 12 月
教育総務課

教育総務課では、皆様に安心して活動していただくために、包括保険に加入しています。包括保険は、**けが等の保険**と**賠償責任保険**からなります。

対象者

地域学校・学校支援コーディネーター、ゲストティーチャー、ボランティア、保護者、児童・生徒

補償内容

けが等の保険（地域学校・学校支援コーディネーター、ゲストティーチャー、ボランティア）

補償項目		補償金額	備考
死亡・ 後遺障害	傷害事故	500 万円	後遺障害は、程度に応じて 4%から 100%まで
	特定疾病事故	50 万円	
入院日額	傷害事故	5,000 円	最大 180 日
	特定疾病事故	500 円	
通院日額	傷害事故	3,000 円	最大 90 日
	特定疾病事故	300 円	

けが等の保険（保護者、児童・生徒）

補償項目		補償金額	備考
死亡・ 後遺障害	傷害事故	250 万円	後遺障害は、程度に応じて 4%から 100%まで
	特定疾病事故	25 万円	
入院日額	傷害事故	2,000 円	最大 180 日
	特定疾病事故	200 円	
通院日額	傷害事故	1,000 円	最大 90 日
	特定疾病事故	100 円	

（備考）特定疾病とは、次の病気をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血・脳内出血等の急性脳疾患、気胸・過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病・熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症

賠償責任保険

対人賠償	1 人につき限度額	1 億円	対物賠償	期間中限度額	500 万円
	1 事故につき限度額	5 億円			

補償対象事故例

けが等の保険

- 校庭で滑って、手首をねんざし通院した。
- 活動中、熱中症になり病院に運ばれた。
- 自宅から学校への移動途中に転倒し、足を骨折し通院した。

賠償責任保険

- 校庭で蹴ったボールが隣家に当たり、窓ガラスを割った。

補償対象とならない事例

けが等の保険

- 成長痛の痛みには耐えられず、通院した。

賠償責任保険

- 石につまずき、自分の眼鏡が壊れた。
- 同じスポーツに参加している子どもの眼鏡を壊した。※同じスポーツに参加している者同士の賠償事故は、法律上の賠償責任が生じないことが一般的です。

事故が発生した場合は...

教育総務課教育地域力推進担当（電話番号：5744-1447）にご連絡ください。

事故報告書の様式を送付します。必要事項を記入の上ご提出いただきます。事故報告書の提出後、保険会社が請求書類を請求者に郵送します。請求書類を保険会社に直接提出してください。なお、事故の状況などにより保険が適用されない場合があります。ご承知おきください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との比較

児童・生徒を対象とした補償制度として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（いわゆるスポーツ保険）があります。教育総務課事業包括保険との補償内容の比較は、下の表のとおりです。

補償制度	災害共済給付制度 ^{※1}	教育総務課事業包括保険
対象者	当該校の児童・生徒	地域学校・学校支援コーディネーター、ゲストティーチャー、ボランティア、保護者、児童・生徒 ^{※2}
補償範囲	学校の管理下で発生した災害	地域学校協働活動で発生した事故
具体的な事例	授業、クラブ活動、運動会、部活動、遠足、登下校中 ^{※3} 、夏休みの水泳指導	地域学校協働活動中、自宅と活動場所の往復途上 ^{※4}
請求先	学校	教育総務課

※1 補償内容は、令和5年12月1日時点のものです。詳細は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付 web (<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>) をご確認ください。

※2 当該校以外の児童・生徒を含みます。

※3 通常の経路及び方法により通学した場合があります。

※4 通常の経路を逸脱又は中断した場合は、往復途上とみなしません。

問合せ・連絡先

大田区教育員会事務局教育総務部

教育総務課教育地域力推進担当

電話番号：5744-1447 電子メール：sukusapo-ota@city.ota.tokyo.jp

